

指定管理者制度によるスケートパークの運営管理実態に関する研究 —新横浜公園スケボー広場を事例として—

都市空間生成研究室
2141103 中條 めぐみ

スケートボーダー 指定管理者制度 スケートパーク
トラブル 運営管理 新横浜公園

1. 研究の目的と背景

2020 年東京オリンピックでスケートボードが注目されたことをきっかけにスケートボーダーが急増した。そのためスケートパークの供給が追い付いておらず、スケートパークの不足が問題となっている。近年、民間のスケートパークのほかに、指定管理者制度で運営されている公共のスケートパークが増えている。民間企業が運営管理に加わることで、行政だけでは成立しない、スケートパークに関する知識を活かしたスケートパークをつくることに期待が集まっている。こうしたスケートパークは空間の質は良いが、それに伴いスケートボーダーが多く、管理が行き届かないおそれがあるなどの課題がある。

そこで本研究では、指定管理者制度によるスケートパークの運営管理実態を明らかにすることで、運営管理上の課題を把握し、今後の対策について考察することにより、民間事業者の優位性を活かした公共のスケートパークを安定的な運営のための知見を得ることを目的とする。

2. 対象地の概要

2-1. 対象地の選定理由

東京近郊のスケートパークにおいて実施したプレヒアリングよりスケートパーク設置によるトラブルが確認でき新横浜公園スケボー広場を選定した。

2-2. 対象地の周辺地域情報

新横浜公園周辺には、公共施設や工業所などがあるため、新横浜公園は住宅地から離れている場所にある。またスケボー広場は新横浜元石川線の高架下設置された場所となっている。

2-3. スケボー広場がつくられた経緯

横浜市はスケートボーダーの公的な活動場所をつくるために、新横浜公園内にスケボー広場を設置した。スポーツ協会のヒアリング調査によると、新横浜公園内になった理由として、住宅街から離れた場所であるということとテナント代をかけず、広大なスペースを利用することができるという 2 点がある。2018 年からは指定管理者制度で、横浜市とスポーツ協会が共同で広場の管理運営を行っている。現場の管理を徹底するために、スポーツ

協会から H.L.N.A に第三者委託しており、現場を有人管理するように変更した。

2-4. 新横浜公園スケボー広場の特徴

新横浜公園スケボー広場の特徴は「無料施設」、「定期的なメンテナンスやセクションの入れ替え」、「有人で現場管理されている」という 3 点ある。よって、スケボー広場は、質の高いスケートパークを無料で利用できる場所であり、スケートボードを楽しむために周辺地域のみならず、遠くからでもスケートボーダーが訪れるほど人気のある場所となっている。

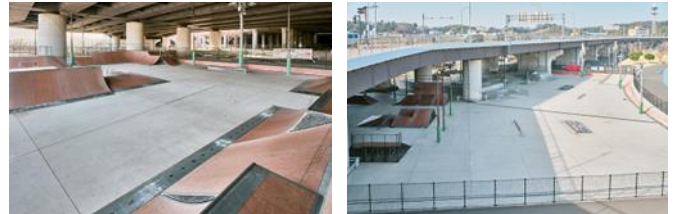


図 1. スケボー広場の様子

3. スケボー広場の利用の実態調査

3-1. 調査の目的と方法

スケボー広場の利用実態を把握するため、現場の管理者のスポーツ協会と H.L.N.A にヒアリング調査を行った。

3-2. スケボー広場の現状

スケボー広場が開設された当初から利用している H.L.N.A の現場スタッフによると、2020 年の東京オリンピックをきっかけにスケボー広場の利用者数が急増しているという。平日は大学生以上の年齢層が多く、休日は中高生や家族連れも多い。また、スケートボードスクールを開講しているため、平日休日問わず、常に多くのスケートボーダーがスケボー広場を利用しており、人気であることがわかった。

3-3. スケートボードに関する苦情内容

スケートボードに関する苦情は、地域の方々やスケボー広場以外を利用している公園利用者だけでなく、スケボー広場の利用者からも管理者に届いている。地域の方々や公園利用者からの苦情内容は、「騒音・場所の占領・危険性」であり、スケボー広場の利用者からの苦情

内容は、「広場の占領・滑っている際に妨害されること」がある。総じて、一部の迷惑なスケートボーダーのルール違反やマナーの悪い自由な行動をとっていることによって、同じ空間にいる者が我慢している状態であるということが明らかになった。

4. スケボー広場の管理の実態調査

4-1. 調査の目的と方法

スケボー広場の管理実態を把握し、今後の対策について考察するため、現場の管理者であるスポーツ協会とH.L.N.Aの2社と、横浜市にヒアリング調査を行った。

4-2. スケボー広場を運営管理する管理者の管理体制

スケボー広場は、「横浜市・スポーツ協会・H.N.L.A」の3者によって運営管理されている。横浜市は、運営の変更申請がある際の対応を行っている。スポーツ協会は、H.N.L.Aを含む現場と市の仲介を行いながら、費用などの管理を行っている。H.N.L.Aは、受付などの事務的なことから、スケートボード教室の開講などの、主に現場の管理を行っている。

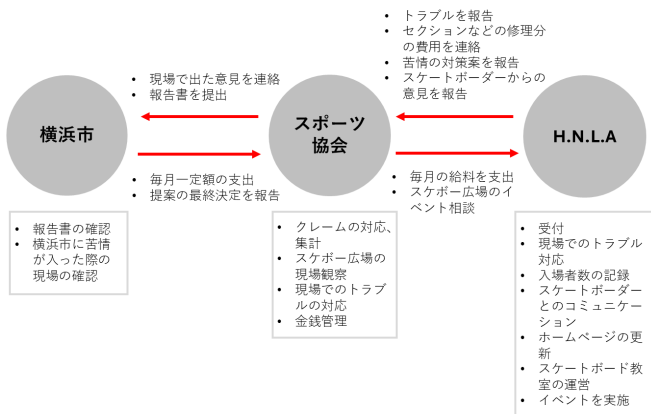


図2 管理者の仕事内容

4-3. スケボー広場の管理内容

管理には、広場の空間管理と利用者の管理のハード面とソフト面がある。空間の管理は、セクションのメンテナンスや清掃がある。日常的な点検に加え、点検日や清掃日を設けて管理している。

利用者の管理は、現場のトラブルや苦情の対応である。対策として、事前にルールを伝えたり、啓発運動を行ったりしているが、トラブルが絶えないため、現場管理者は危機感を抱いている。一方で横浜市は、現場に訪れていないことから、現場を把握しきれておらず、管理上の危機意識は希薄であった。また、特定人物の広場の利用禁止は、公園条例があるため許可することができない。これらの現状から、現場の管理者は管理方法に限界を感

じており、スケボー広場の一時閉鎖や有料化を検討していることが明らかになった。

また、善良な利用者が SNS を通じて注意喚起をすることで、苦情が治まった事例がある。このことから、同じ立場である利用者から注意をする方がトラブルの対策に効果的であると考えられる。そのため、管理者でトラブルを抱え込むのではなく、利用者との対話を重ねながら、共にトラブルや苦情への対策をとることで状況改善につながる可能性が考えられる。

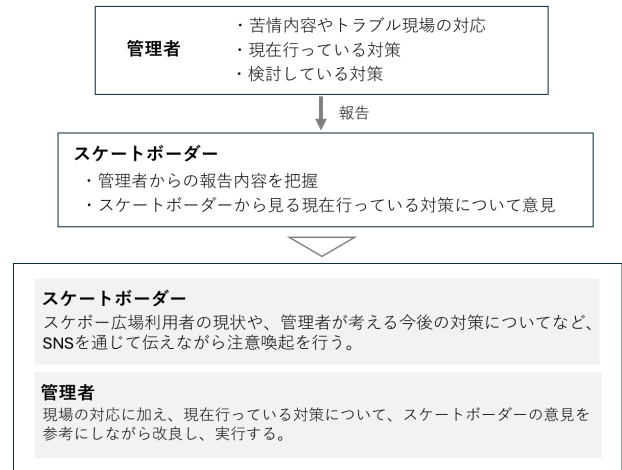


図3 管理者と利用者の今後期待される関係性

5. 結論

指定管理者制度で管理していることによって、セクションなどを改善したり、イベントを開催したりとスケボー広場の質を高めている実態が明らかになった。一方で、トラブルの対策を決める際に、現場を把握しきれていない行政に許可を取らなければならず、公共の公園という制限から対策の許可が下りない場合も存在している。そのため、現場管理者と行政ではスケボー広場の現状に対して認識の差異あることが明らかになった。

今回は、新横浜公園スケボー広場を事例として今後の指定管理者制度におけるスケートパークの運営管理上の課題について分析を行ったが、他の民間や行政のみで運営しているスケートパークについて分析を行っていないため、それぞれどのような運営管理上の課題があるのか、引き続き調査が必要である。

参考文献

- 1) 矢部恒彦：「公園広場を流用するスケートボーダー達の組織化に関する研究」, 日本建築学会系論文集, 第77巻, 第672号, pp.409-417, 2012.2
- 2) 横浜市みどり環境局ホームページ, 「各公園及び公園施設の年度事業計画書及び事業報告書について」 横浜市
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kankyo/park/keikakuhoukoku/jigyokeikakuhoukoku.html>
 最終閲覧：2025.1.19